

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】令和3年7月26日(2021.7.26)

【公開番号】特開2019-124690(P2019-124690A)

【公開日】令和1年7月25日(2019.7.25)

【年通号数】公開・登録公報2019-030

【出願番号】特願2019-5653(P2019-5653)

【国際特許分類】

G 2 1 B 1/05 (2006.01)

H 0 5 H 1/10 (2006.01)

G 2 1 B 1/11 (2006.01)

【F I】

G 2 1 B 1/05

H 0 5 H 1/10

G 2 1 B 1/11 K

G 2 1 B 1/11 B

【手続補正書】

【提出日】令和3年5月18日(2021.5.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

核融合炉であって、

核融合プラズマ反応炉チャンバと、

前記核融合プラズマ反応炉チャンバの内側に設けられた磁気コイル構造体と、

前記核融合プラズマ反応炉チャンバの内側に設けられた構造的コンポーネントであって、を有し、前記構造的コンポーネントは、前記磁気コイル構造体を前記核融合プラズマ反応炉チャンバに結合する、前記構造的コンポーネントと、

前記構造的コンポーネント内に少なくとも部分的に設けられた超電導材料と、

前記構造的コンポーネント内に少なくとも部分的に設けられた複数の冷却チャネルと、

前記構造的コンポーネント内に少なくとも部分的に設けられた断熱材とを備える、核融合炉。

【請求項2】

前記複数の冷却チャネルは、複数の金属管を構成している、請求項1記載の核融合炉。

【請求項3】

前記超電導材料は、超電導テープを構成している、請求項1記載の核融合炉。

【請求項4】

前記超電導材料は、複数の超電導タイルを構成している、請求項1記載の核融合炉。

【請求項5】

前記超電導材料は、前記超電導材料の超電導転移温度に等しいまたはこれよりも低い温度まで冷却される、請求項1記載の核融合炉。

【請求項6】

前記超電導材料は、前記構造的コンポーネントに侵入することによって磁場を締め出す、請求項1記載の核融合炉。

【請求項7】

前記断熱材は、近真空によって隔てられた 2 つの壁から成る、請求項 1 記載の核融合炉。

【請求項 8】

冷却流体が、前記複数の冷却チャネルを通って循環する、請求項 1 記載の核融合炉。

【請求項 9】

前記核融合プラズマ反応炉チャンバ内に収容された核融合プラズマを更に有する、請求項 1 記載の核融合炉。